衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

(単位:円/トン)

区分				処分単価	初年度に適用	翌年度以降に適用
					新規割引単価	継続割引単価
			継続年数 2年度目			
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラス チック類 ※	溶融固化物	16, 100	14, 500	13, 700
			その他	61,000	54, 900	51, 900
		ゴムくず※		61, 000	54, 900	51, 900
		金属くず※		11, 200	10, 100	9, 600
		ガラスくず・コン クリートくず及び 陶磁器くず※	海面に浮くもの	76, 300	68, 700	64, 900
			その他	11, 200	10, 100	9, 600
		がれき類※	海面に浮くもの	76, 300	68, 700	64, 900
			その他	11, 200	10, 100	9, 600
	管理型区画に処分	自動車等 破 砕 物※	溶融固化物	15, 700	14, 200	13, 400
			その他	76, 300	68, 700	64, 900
		燃え殻		15, 700	14, 200	13, 400
		無機性汚泥		15, 700	14, 200	13, 400
		鉱さい		9, 800		
		ダスト類		15, 700	14, 200	13, 400
		第13号廃棄物		15, 700	14, 200	13, 400
一般廃棄物		燃え殻		15, 700	14, 200	13, 400
		ばいじん		15, 700	14, 200	13, 400
		溶融スラグ		15, 700	14, 200	13, 400
建 設 発生土		土壌環境基準に適合するもの		3,000		
		その他		8,000		

- 注1) 埋立処分料金は、単価に計量重量(最小単位10キログラム(0.01トン))を乗じて算出します。
- 注2) 埋立処分料金には、別途消費税が課されます。
- 注3) 産業廃棄物にあっては、別途産業廃棄物税(1トン当たり1,000円)が課されます。
- 注4) 斜字体は新規割引単価、鉱さい割引単価又は継続割引単価であり、令和6年3月31日までの時限 措置とします。
- 注5) 新規割引単価については、当財団(衣浦港3号地廃棄物最終処分場)に新たに廃棄物(鉱さいを除く。)を搬入する事業場の初年度の搬入量の全量に適用します。
- 注6) 継続割引単価については、廃棄物(鉱さいを除く。)の年間搬入量のうち規定量(前年度の搬入量の80%の量)を超える部分に適用します。
- 注7) 継続割引の継続年数とは、継続して搬入実績のある年度(割引を適用しようとする年度を含む。) の数をいいます。
- 注8) 年度の区切りは、当財団の会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)とします。そのほか、 料金割引制度に係る運用の詳細については、当財団理事長が別途定めます。
- 注9) ※の品目のうち海面に浮くものは、当分の間、受け入れません。